

【新旧対照表】MyJCBアプリ利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
第3条（本サービスの内容）	第3条（本サービスの内容）
-	(2)第8条に定めるサービス
(2)両社が提供するサービスについての案内（サービスの勧誘にわたる場合があります。）	(3)両社が提供するサービスについての案内（サービスの勧誘にわたる場合があります。）
(3)その他両社が提供するサービス	(4)その他両社が提供するサービス
-	6.両社は、本アプリ内で利用者が利用するサービスの提供や権利の販売等を有償で行う場合があります（以下、有償で行うサービスの提供や権利の販売等のことを「有償サービスの提供等」という。）有償サービスの提供等にかかる価格その他の利用条件等は、別途両社が定め本アプリ上に表示しますので（以下「個別同意事項」という。）、利用者は当該内容を理解し、同意の上、有償サービスの提供等の申込みをするものとします。利用者が有償サービスの提供等の申込みを行い、両社がそれを承認した場合には、利用者はそのキャンセルおよび返金の申出を行うことができません。また、「有償サービスの提供等」も「本サービス」に含まれ、本規定上の各条文が適用されます。
-	第8条（カード情報等の照会）
-	1.利用者のうち、両社が認める会員（以下、本条において、単に「利用者」という。）は、本アプリ上の画面で、本条の定めに従って、カード情報（①カード名称、②カード番号、③カードの有効期限、④セキュリティコード、⑤その他両社所定のカードに関する情報をいう。以下同じ。）を閲覧することができます（以下、本アプリの画面のうちのカード情報を閲覧する画面のことを「カード情報確認画面」という。）。
-	2.利用者は、前項に基づき閲覧したカード情報を使用して、以下のショッピング利用（デビットカードの場合には、デビットショッピング利用をいう。以下同じ。）を行うことができます。
-	①会員規約に定める両社所定の非対面取引等のショッピング利用
-	②モバイル端末を使用する方法による両社所定のショッピング利用（なお、当該ショッピング利用を行うためには、別途、両社所定の規定に同意の上、当該規定に基づく手続きを行う必要があります。）
-	3.利用者は、カード情報確認画面の初回閲覧時にカード情報確認画面の閲覧の際に必要な両社所定のカード情報確認画面閲覧用パスコード（第4条第1項に定めるID・パスワードとは別の、カード情報確認画面閲覧のためのみに用いる専用パスコードをいい、以下「専用パスコード」という。）を登録するものとします。利用者は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を専用パスコードとして登録しないものとし、かつ、MyJCBサービスのパスワード（第4条第1項に定めるパスワード）とは異なる文字列を、専用パスコードとして登録するものとします。
-	4.利用者は、専用パスコードを入力することにより、カード情報確認画面を閲覧することができるものとします。
-	5.指定端末に生体認証機能がある場合、利用者は、専用パスコードの登録後、カード情報確認画面を閲覧するための本人認証方法を、専用パスコードを入力する方法に代えて、指定端末の生体認証機能により生体認証を行う方法とすることができます。
-	6.両社は、第4項においては専用パスコードの一一致を確認することによりその入力者を利用者本人と推定し、また前項で生体認証を行う場合においては生体認証に成功した者を利用者本人とみなして、指定端末にカード情報確認画面を表示します。

改定前	改定後
-	<u>7.利用者は、指定端末および専用パスコードを厳重に管理する義務を負うものとします。専用パスコードが使用されたことにより、カード情報確認画面が閲覧された場合、利用者に故意および過失が存在しない場合を除き、会員規約に定める本会員（以下「本会員」という。）が一切の結果について責任を負うものとし、また両社に対して損害を与えた場合には、本会員がその損害を賠償しなければならないものとします。</u>
-	<u>8.利用者が生体認証機能を用いることを選択した場合、生体認証が行われた結果閲覧されたカード情報をを利用して行われた取引のカード利用代金については、すべて本会員が負担するものとします。生体認証機能は利便性のある認証方法である反面、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴う認証方法ですので、利用者はこの点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、生体認証機能を利用するか否かを選択するものとします。</u>
-	<u>9.両社所定の回数を超えて誤った専用パスコードの入力が繰り返された場合、両社は、本サービスの提供を一時的に停止します。</u>
-	<u>10.第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、利用者はカード情報確認画面に表示されるカード情報を、カード券面に記載されている情報と同じく、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</u>
-	<u>11.カード情報は、利用者本人以外は使用できないものです。利用者は他人に対し、カード情報を預託しもしくは使用させることを一切してはなりません。</u>
-	<u>12.利用者が前二項に違反した場合、会員規約に違反したものとみなして、会員規約を適用するものとします。</u>
第8条（免責事項）	第 <u>9</u> 条（免責事項）
第9条（禁止事項）	第 <u>10</u> 条（禁止事項）
第10条（権利帰属）	第 <u>11</u> 条（権利帰属）
第11条（本アプリの停止・変更等）	第 <u>12</u> 条（本アプリの停止・変更等）
第12条（利用停止等）	第 <u>13</u> 条（利用停止等）
第13条（本規定の改定）	第 <u>14</u> 条（本規定の改定）
第14条（準拠法）	第 <u>15</u> 条（準拠法）
第15条（合意管轄）	第 <u>16</u> 条（合意管轄）

改定前	改定後
-	「モバイル即時入会サービス・クレジットスピード発番・デビットスピード発番」会員向け特則
-	<u>第1条（本特則の適用）</u>
-	1.本特則は、MyJCBアプリ利用者規定の利用者が、株式会社ジェーシャー（以下「JCB」という。）またはJCBの提供するカード発行会社（以下、JCBと併せて「両社」という。）が提供するサービスである「モバイル即時入会サービス」、「クレジットスピード発番」または「デビットスピード発番」の機能（以下、総称して「本機能」という。）を利用するにあたって、利用者に適用される条件等について定めるものです。
-	2.本特則は、①会員規約（個人用）またはJCBデビット会員規約（以下、併せて「会員規約」という。）ならびに②「MyJCB利用者規定」（利用者が利用するカードがデビットカードの場合は「JCBデビット会員向け特則」を含みます。）および「MyJCBアプリ利用者規定」（以下、併せて「原規定」という。）の特則です。本特則に定めがない事項については、会員規約および原規定が適用されます。また、本特則に別途定めがない限り、本特則の用語は、会員規約および原規定の用法に従うものとします。
-	3.利用者は、本特則の内容を承諾し、会員規約、原規定および本特則に基づいて本機能を利用し、またカードを利用するものとします。
-	<u>第2条（本機能）</u>
-	1.会員規約に定める会員のうち、両社が本機能の利用を認めた利用者は、原規定および本条に基づき、両社所定の手続を完了することにより、カード（入会時に交付されるカードのほか、更新カードおよび再発行カードを含む。）が送付される前であっても、または第5条が適用されることによりカードが送付されない場合であっても、MyJCBアプリ利用者規定第8条第1項に定めるカード情報確認画面を開覧することにより、同条第2項に基づきショッピング利用（利用者が利用するカードがデビットカードの場合には、デビットショッピング利用をいう。以下同じ。）を行うことができ、また、MyJCBサービスおよび本アプリを利用することができます。
-	2.利用者が本機能を利用してショッピング利用を行った場合、会員がMyJCBサービスまたは本アプリによりキャッシングサービスを利用した場合（なお、原規定および本特則の定めのうち、キャッシングサービスに関する定めはデビットカードを利用する利用者には適用されません。以下同じ。）、その他会員にカード利用代金が生じた場合、当該利用時点でカードが会員に交付されているか否かを問わず、当該利用は会員規約に基づくカードの利用であるとみなし、本会員は会員規約に基づいてカード発行会社に対して利用代金の支払いを行うものとします。
-	<u>第3条（利用登録等）</u>
-	1.利用者は、MyJCBアプリ利用者規定第2条の定めに従い、本アプリを指定端末にダウンロードおよびインストールするものとします。
-	2.利用者は本アプリの利用登録を行わなければなりません。利用者が、本アプリ上で両社指定のWEBサービスを用いた本人確認手続きを行い、両社所定の基準で会員本人であることが認証されることをもって利用登録が完了します。
-	3.前項に定める利用登録が完了するまでの間、利用者は以下のサービスを利用することができます。 ①本アプリのすべてのサービス（本機能を含む。） ②MyJCBサービス（WEBサイトにおけるサービス）のうち、届出情報の変更を受け付けるサービスおよびキャッシングサービス

改定前	改定後
-	<u>第4条（個人情報の取扱い）</u> 会員は、会員の個人情報が会員規約および原規定に基づいて両社によって収集、利用されるほか、以下の個人情報が以下のとおり取扱われることについて同意するものとします。
-	(1)前条第2項に定める本人確認手続きを行う過程で、①会員の顔写真付身分証明書の映像、および②指定端末のカメラ機能を用いて撮影された顔の映像が、当該本人確認を行う目的で、当該本人確認業務を行う両社の委託先に提供されること。 (2)(1)の個人情報は本人確認が終了した後、速やかに安全な方法で消去されること。
-	<u>第5条（ナンバーレスカードに関する特則）</u> 1.利用者に交付されるカードが、カード券面にカード情報のうちカード番号およびセキュリティコードが表示されず、代わりに両社所定のデータの読み取り制限機能を持ったQRコード（以下「SORC®」という。）を表示したカードである場合があります。この場合、カード情報のうちカード番号およびセキュリティコードは、カード券面には表示されず、本アプリのカード情報確認画面のみに表示されます。 2.SORC®は、第3条第2項に定める認証および両社所定のその他の本人認証に用いられますので、利用者はSORC®による認証が必要となる場合に備えて、本アプリを利用する際にはカードを準備するものとします。利用者は、SORC®を指定端末に搭載するカメラで読み取り、両社指定の手続きを行うことにより、利用するものとします。利用者はSORC®をカードとともに会員規約（カードの貸与およびカードの管理）第2項に基づき善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、またSORC®を複写してはなりません。 3.両社は、会員が加盟店の店頭でショッピング利用を行う際に、取引内容の確認のために加盟店に対して会員のカード番号を求める場合があります。そのため、利用者はショッピング利用を行う際には指定端末を携行し、カード番号の確認に備えるものとします。カード番号の確認ができない場合、両社は、当該ショッピング利用を断ることがあります。 4.次の事由により、会員がショッピング利用できず、会員に損害または不利益が生じた場合でも、両社に故意または過失がない限り、両社はその責を負いません。 (1)第3条に定める利用登録を完了していない場合 (2)第2項に基づくSORC®による認証ができない場合 (3)前項に基づくカード番号の確認ができない場合 (4)MyJCB利用者規定第14条第1項および第2項に定める事由により、本サービスを停止した場合、またはSORC®にかかるサービスを提供する会社の事情によりSORC®を利用できなくなった場合 (5)通信障害、通信状況、指定端末やソフトウェアに起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、会員が本アプリまたはMyJCBを利用できない場合

改定前	改定後
-	<u>第6条 (物理的なカードの発行がないデビットカードに関する特則)</u>
-	<u>1.デビットスピード発番の機能があるデビットカードの種類には、入会時に物理的なカードが発行されるもののほか、物理的なカードが発行されないものや、本会員が入会後に希望し、カード発行会社が認めた場合にのみ物理的なカードが発行されるものがあります。</u> <u>デビットカードの申込者は、自らが申し込むデビットカードがいずれの種類に該当するのか確認し、同意の上で、入会を申し込むものとします。</u> 本条の規定は、物理的なカードの発行を受けていないデビットカードの会員にのみ適用されます。
-	<u>2.物理的なカードが発行されていない場合、会員規約に定める「カード」とは「カード情報」を指すものとします。</u>
-	<u>3.本条の適用のある会員は、会員規約に定められている機能のうち、物理的なカードの使用または提示等を前提とする機能（一部の付帯サービスを含みます。）を利用できません。</u>
-	<u>4.物理的なカードの発行を受けていない本会員は、家族カードを申し込むことができません。また、家族会員には物理的なカードが発行されます。</u>
-	<u>5.本会員が入会後に希望し、会員に対して物理的なカードを発行する場合、本会員は、カード発行会社が通知または公表する手数料を支払うものとします。</u>
-	
-	<u>※SORC®、QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。</u>
(MJ120000・20250228)	(MJ120000・ <u>20260331</u>)